

# 令和3年6月 定例記者会見

と き 令和3年5月31日（月）  
午後2時から  
ところ 市役所 201、202、203 会議室

## 会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 6月定例議会提出案件について
- 3 質疑
- 4 その他

# 目 次

1	6月定例議会日程（案）	.....	1
2	提出案件一覧	.....	2
3	条例案件等	.....	4
4	令和3年度6月補正予算について	.....	1 3
5	令和3年8月末までの主な行催事	.....	3 1

# 1 6月定例議会日程（案）

議会期間 22日間 6月4日（金）～6月25日（金）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘要
第1日	6. 4	金	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○補正予算案件に対する議案質疑 ・委員会審査・討論・採決
第2日	5	⊕		○休会
第3日	6	⊕		○休会
第4日	7	月		○精読
第5日	8	火		○精読
第6日	9	水		○精読
第7日	10	木	午前10時	○一般質問
第8日	11	金	午前10時	○一般質問
第9日	12	⊕		○休会
第10日	13	⊕		○休会
第11日	14	月	午前10時	○一般質問
第12日	15	火	午前10時	○一般質問
第13日	16	水	午前10時	○議案質疑
第14日	17	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第15日	18	金		○全員協議会
第16日	19	⊕		○休会
第17日	20	⊕		○休会
第18日	21	月		○部門委員会
第19日	22	火		○部門委員会
第20日	23	水		○部門委員会
第21日	24	木		○休会
第22日	25	金	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討論 ○採決

## 2 提出案件一覧

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	5 (一部改正5)
2 単 行	2
3 人 事	1
4 補正予算	2 (一般会計2)
5 諮 問	1
6 報 告	6
計	17

※上記のほか、災害対応特殊はしご付消防自動車の取得に係る案件を追加提案予定

## 令和3年6月定例議会 提出議案一覧表

令和3年6月4日

第38号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について
第39号議案	犬山市税条例等の一部改正について
第40号議案	犬山市子ども医療費支給条例等の一部改正について
第41号議案	犬山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第42号議案	犬山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
第43号議案	市道路線の廃止について
第44号議案	市道路線の認定について
第45号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第46号議案	令和3年度犬山市一般会計補正予算（第3号）
第47号議案	令和3年度犬山市一般会計補正予算（第4号）
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
報告第1号	令和2年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和2年度犬山市犬山城費特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	令和2年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第4号	令和2年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第5号	令和2年度犬山市土地開発公社決算について
報告第6号	令和3年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について

### 3 条例案件等

#### ◎ 条例

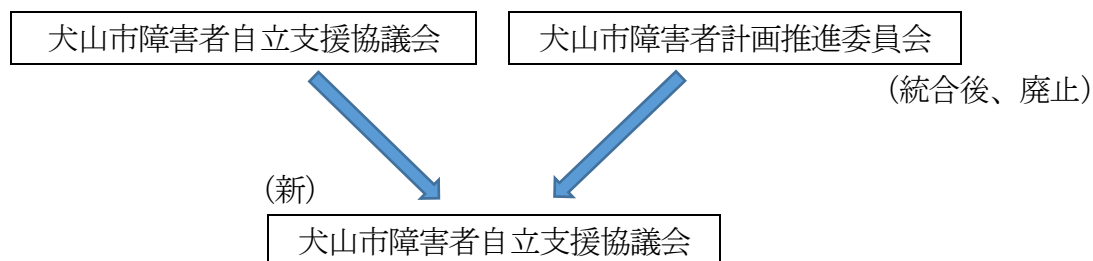
健康福祉部 福祉課

#### 《一部改正》

#### ○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第38号議案）

【趣旨】 附属機関の統合等に伴い、条例の一部を改正するもの

【内容】 附属機関の統合



(障害者自立支援協議会の役割追加)

① 各種計画 (※) の策定、検証等

※ 各種計画：犬山市障害者基本計画、犬山市障害福祉計画、犬山市障害児福祉計画

② 障害を理由とする差別を解消するための取組

#### 【背景・効果】

各種計画の策定については、障害者計画推進委員会において障害者自立支援協議会の意見を取り入れながら審議していた。

また、障害者計画推進委員会と障害者自立支援協議会の構成員は、市内の障害福祉関係事業所をはじめとする関係機関等から選出されており、その関係機関の約8割が同じである。

以上のことから統合により重複を省き、障害者自立支援協議会の役割を拡大することにより、障害者福祉に関する事項を計画段階から総合的に審議することが可能となる。

(次ページにつづく)

**【今後のスケジュール】**

令和3年5月 第1回 障害者自立支援協議会  
以降～令和4年3月 第2～3回 障害者自立支援協議会  
※年度末の会議にて、今年度の各種計画の進捗状況を確認

**【参考】（各種計画の期間）**

犬山市障害者基本計画	平成30年4月～令和6年3月
犬山市障害福祉計画	令和3年4月～令和6年3月
犬山市障害児福祉計画	令和3年4月～令和6年3月

**【施行日】**

公布の日

## 《一部改正》

## ○ 犬山市税条例等の一部改正について（第39号議案）

## 【趣旨】

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、犬山市税条例等の一部を改正するもの。

## 【内容】

## 1 個人市民税関係

## ① 非課税限度額の算定に用いる扶養親族の範囲の見直し

(第26条、附則第5条関連)

個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定に用いる「扶養親族」の範囲から、国外に居住する年齢30歳以上70歳未満の者を対象外とするもの。

ただし、国外居住者のうち、次の者については、引き続き対象者とする。

- ・ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ・ 障害者
- ・ 生活費、教育費に充てるため納税義務者から年間38万円以上の送金を受けている者

## (背景)

令和2年度税制改正で、留学生など上記の継続対象者を除いた年齢30歳以上70歳未満の国外居住者が、所得控除のうち「扶養控除」の対象から除外する見直しがされたため。

## (影響額等)

現時点では、非課税限度額の判定対象者の中から改正による除外対象の特定が困難なため、影響額を算出することができない。

## ② 寄附金税額控除の適用対象の拡大（第32条の7関連）

## (改正前)

愛知県内に「主たる事務所」がある法人等への寄附金

(次ページにつづく)



(改正後)

県外の法人等であっても、県内に「従たる事務所・事業所」があり、愛知県知事が個別指定した法人等への寄附金を追加

※個人県民税の寄附金税額控除は、愛知県が同趣旨で規則を改正済み。

- ・適用時期：令和4年度課税分から（令和3年1月1日以降の寄附から）
- ・愛知県の個別指定に係る主な要件等

ア 県外に主たる事業所等を、県内に従たる事業所等を有し、当該事務所等においてその法人の主たる目的の業務を行っており、その業務に関連する寄附金であること。

イ 寄附対象となる年の10月31日までに「個人県民税税額控除対象寄附金指定申請書」及び関係書類を提出し、審査を受けること。

ウ 指定の効力は5年間

(例) 令和3年10月31日までに申請書を提出し、指定を受けた場合、令和3年1月1日から令和7年12月31日まで寄附が税額控除の対象（市民税・県民税への適用は令和4年度課税から令和8年度課税まで）となる。

(影響額等)

- ・対象法人等に10万円を寄附した場合の税額控除額は、約5,900円
  - ・令和3年4月1日現在愛知県が指定している対象法人数：3社
- 対象法人等への寄附額が不明のため、影響額を算出することができない。

③ セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）の適用期間の延長（附則第6条関連）

特定の医薬品購入費用について、医療費控除の特例が受けられる制度（セルフメディケーション税制）の適用期間を5年間延長するもの。

適用期間：平成29年4月1日から令和3年12月31日まで

↓

令和8年12月31日まで

※ 特定の医薬品購入費用…健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みを行う個人が、医療用医薬品から転用された特定一般用医薬品（対象マークのついた医薬品）等を購入した際の費用

(次ページにつづく)

(影響額等)

令和2年度課税における特例適用実績：26件、計747,002円

## 2 固定資産税関係

「わがまち特例」対象資産の追加（附則第10条の2関連）

特定都市河川浸水被害対策法等の改正に併せ、浸水被害防止対策のため民間事業者等が一時的に雨水を貯めて豪雨被害を軽減する雨水貯留浸透施設を整備（取得）する場合、償却資産に係る固定資産税を軽減する特例割合を定めるもの。

- ・要件：当該施設の設置・管理に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を受けていること。
- ・特例割合：1/6（地方税法において、1/3を参酌基準とし、1/6以上1/2以下の範囲内で設定）
- ・適用期間：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日まで

(影響額等)

対象資産の評価額が500万円の場合、約58,400円の減収

(参考)

※わがまち特例とは…

税額算出のための課税標準額を軽減する措置で、評価額（＝本来の課税標準額）に乗じる特例割合を各自治体の自主判断で定めるもの。

雨水貯留浸透施設は、従前も対象施設であったが、新たな特例措置の創設により、旧対象施設の適用期間は令和3年3月31日までとされた（従前の規定の廃止は令和3年4月議会において市税条例改正済み）。

※令和3年度軽減実績…1件（約5,700円）

なお、旧対象施設の特例割合は、3/4を参酌基準とし、2/3以上5/6以下の範囲内から本市は2/3としていた。

※県内他市の特例割合の状況

1/3：30市、1/6：1市（犬山市）、未定・制定しない：7市

### 【施行日】

公布の日。ただし、

1のうち、①は令和6年1月1日、②、③は令和4年1月1日

2は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日

## 《一部改正》

## ○ 犬山市子ども医療費支給条例等の一部改正について（第40号議案）

## 【趣旨】

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号。以下「旧告示」という。）の廃止等に伴い、条例の一部を改正するもの。

## 【改正する条例】

条番号	条例名
第1条	犬山市子ども医療費支給条例
第2条	犬山市障害者医療費支給条例
第3条	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例
第4条	犬山市精神障害者医療費支給条例

## 【内容】

- ① 各条例に規定する「医療に要する費用の額」の算定について、旧告示の廃止に伴い、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により計算することとするもの。

（算定方法そのものに変更なし）

- ② 犬山市子ども医療費支給条例（第1条関係）について、受給資格者に係る除外規定に「生活保護法による保護を受けている者」を追加する。

（生活保護受給者の医療費は、生活保護費により全額負担されており、子ども医療費の対象となる費用がないため、現在も、愛知県福祉医療費支給事業補助金交付要綱の規定により、対象外としている。）

## 【影響等】

今回の改正による対象者への影響はない。

## 【施行日】

公布の日

## 《一部改正》

## ○ 犬山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（第41号議案）

## 【趣旨】

延滞金の計算方法の表記を改めるため、条例の一部を改正するもの。

## 【内容】

保険料に係る延滞金の計算については、地方団体の徴収金の端数計算について（38税第628号総務部長通達）に基づき行っているが、本条例においても同趣旨の規定を明文化するもの。

## 【影響額等】

実際の運用に合わせ、条例上の規定を変更するものであり、今回の改正による対象者への影響はない。

## 【参考】 延滞金の率

期間	延滞金の率
納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	年 2.5%
以降納付の日までの期間	年 8.8%

※ 市税、国民健康保険税、介護保険料、税外収入ともに同一。

## 【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について（第42号議案）

**【趣旨】**

固定資産評価審査委員会への審査手続に係る押印を廃止するため、条例の一部を改正するもの。

**【内容・背景】**

「審査申出」及び口頭に代えて書面で証言する「口述書」への押印を不要とする。

※ 令和2年度に実施した「行政手続に係る押印の見直し」のうち、「国の法令等に基づく制度に係る手続」で、その制度について国等から発出される通知などの内容を踏まえ、順次廃止することとした手続のひとつ。

（固定資産評価審査委員会）

固定資産税の納税者が、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、固定資産税評価審査委員会に対し、その審査の申出ができるもの。

**【参考】** 審査申出の件数（過去5年間）

平成28年度～令和元年度 0件

令和2年度 1件（のちに取下げ）

**【施行日】**

公布の日

◎ 人 事

経営部 総務課

《固定資産評価審査委員会委員》

- 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について（第45号議案）

【趣旨】

固定資産評価審査委員会委員の「朽本 正樹（とちもと まさき）」氏の任期満了（令和3年7月9日）に伴い、後任者を選任するにあたり、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

再任者として、

住 所 ■

氏 名 朽本 正樹（とちもと まさき）

生年月日 ■

委員の任期については、選任の日から3年間となります。

◎ 諮 問

市民部 市民課

《人権擁護委員》

- 人権擁護委員の推薦について（諮問第1号）

【趣旨】

人権擁護委員の「梅村 幹雄（うめむら みきお）」氏の任期満了（令和3年9月30日）に伴い、後任者を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるもの。

【内容】

再任者として、

住 所 ■

氏 名 梅村 幹雄（うめむら みきお）

生年月日 ■

委員の任期については、委嘱の日から3年間となります。

## 4 令和3年度6月補正予算について

### ○ 予算規模

#### 総予算（企業会計を含む）

3億9,542万5千円を増額補正

補正後予算額 → 452億2,072万4千円

（補正予算前予算と比較して0.88%の増）

#### 一般会計

3億9,542万5千円を増額補正

内訳：第3号 3億38万7千円を増額補正

第4号 9,503万8千円を増額補正

補正後予算額 → 261億5,653万5千円

（補正予算前予算と比較して1.53%の増）

#### 特別会計

補正なし

#### 企業会計

補正なし

令和3年6月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額		補正後の 予算額
			第3号	第4号	
一般会計	25,343,687	25,761,110	300,387	95,038	26,156,535
特別会計	国民健康保険 特別会計	6,923,736	6,923,736		6,923,736
	犬山城費 特別会計	209,460	209,460		209,460
	木曾川うかい 事業費特別会計	59,306	59,306		59,306
	介護保険 特別会計	5,375,729	5,375,729		5,375,729
	後期高齢者医療 特別会計	1,452,907	1,452,907		1,452,907
小計	14,021,138	14,021,138			14,021,138
企業会計	水道事業会計	1,860,392	1,860,392		1,860,392
	下水道事業会計	3,182,659	3,182,659		3,182,659
小計	5,043,051	5,043,051			5,043,051
合計	44,407,876	44,825,299	300,387	95,038	45,220,724

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。



◎ 一般会計補正予算（第3号）に計上した事業

健康福祉部 健康推進課

《一般会計》	
○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種）	補正予算要求額 3億38万7千円
<b>【補正理由】</b>	
<p>新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和3年2月に補正予算として予算化し、現在、繰越明許費として事業を執行している。</p> <p>繰り越した予算は、接種に必要な会場運営費や医師の手配に係る費用等を接種率70%として想定していたが、現段階で、市民の接種意欲が想定より高いこと、またワクチンの供給スケジュールが明確化されたこと、接種を希望する高齢者が7月末までに接種可能とする体制を整えることを国が示したことにより、当初想定に対して追加が必要となる経費に加え、今後の64歳以下を対象とする接種体制についても予定を前倒しで行う予定のため、必要となる経費についても併せて補正するものである。</p>	
<b>【接種方針の主な変更点(65歳以上の高齢者を含む全体の方針)】</b>	
・ 想定接種率	70% → 75%(予約状況等の進捗により、要見直し)
・ 高齢者接種完了時期	秋頃 → 7月末
・ 接種完了時期	令和4年2月末 → 令和3年12月中旬(予定)
※国の予防接種実施要領では実施期間を令和4年2月末までと規定	
<b>【事業概要】</b>	
①集団接種会場の開設日の増設 ②医師の増員配置 ③予約受付体制の強化	
○高齢者向け(5月から7月末までの期間)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5/7からコールセンターを6人増員(計14人)及び日祝対応を継続(毎日開設)</li> <li>・ 6/26から3カ所の集団接種会場うち市民健康館を増強(毎週土日開設)(8日間増)、増強する8日間は2カ所(市役所若しくは南部公民館)同時開設となる。</li> <li>・ 6/26から市民健康館に配置する医師を4人から8人へ増員(1会場1日あたりの接種可能人数を480人から960人へ増強)</li> </ul>	
○64歳以下向け(8月から12月中旬までの期間)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コールセンターをさらに6人増員し(計20人)、日祝対応継続(毎日開設)</li> <li>・ 8月より集団接種会場を市民健康館に集約し、平日開設を追加(週6日稼働、月曜休み)</li> <li>・ 医師を土日4名から、平日2名・土日8名の体制に変更</li> </ul>	
(次ページに続く)	

**【要求額の積算内容】**

○職員手当等 2,300万円

- ・ワクチン接種体制確保に従事する職員の時間外手当

○需用費 458万7千円

- ・集団接種会場に必要な消耗品

サーキュレーター、医薬材料費(エタノール、医療廃棄物BOXなど)、会場設置用消耗品など

○委託料 2億7,280万円

- ・集団接種会場運營業務委託(看護師派遣含む) … 1億1,000万円
- ・集団接種業務委託(医師) …………… 8,400万円
- ・医師人材紹介業務委託 …………… 1,960万円  
※外部の医師を手配するために必要となる経費
- ・受付(コールセンター)業務委託 …………… 5,920万円  
※64歳以下の受付開始に向けたシステム改修費含む

合計 3億38万7千円

**【財源内訳】**

- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 3億38万7千円  
※国庫補助の補助率は10/10

**【今後のスケジュール(予定)】**

○接種対象者約64,000人(16歳以上)の75%にあたる約48,000人の接種を想定。

- ・ 6月下旬 64歳以下 接種券発送
- ・ 7月初旬 64歳以下 受付開始(年齢による段階的な受付等、検討中)
- ・ 7月末 65歳以上の高齢者 接種完了(接種体制は2月末まで継続予定)
- ・ 8月初旬 64歳以下 接種開始
- ・ 12月中旬 64歳以下 接種完了(接種体制は2月末まで継続予定)

**【補助金のスケジュール】**

- ・夏頃 追加経費について所要見込み額調査予定  
※交付時期については年度末となる見込み。

(次ページに続く)

【その他】

- ・ R 2年度からの繰越明許費(5億6,933万2千円)については増減補正ができないことから、R 3年度予算で補正となり、複数年度の財源で執行できない事業については、重複しての予算計上となっている。

このため、今回の補正による事実上の増額分は次のとおり。

- ①R 2年度補正予算 5億8,653万4千円(ワクチン接種に必要な全体経費を計上)
- ②R 2年度繰越明許費 5億6,933万2千円(③内不要見込額：約2億円)
- ④R 3年度補正予算額 3億 38万7千円

①－③＋④＝6億8,692万1千円(ワクチン接種に必要な全体経費)

※当初想定した経費からの増額分：約1億円

(次ページに続く)

### 〇ワクチン接種に係る変更の概要

項 目		当初の想定	見直し後
想定接種者 (高齢者を含む16歳以上、約64,000人)		接種率：70% (約44,800人)	接種率：75%(進捗により要見直し) (約48,000人)
65歳以上の高齢者接種完了時期		秋頃	7月末
接種事業完了時期		令和4年2月末	令和3年12月中旬
集団接種会場	6～7月	土日：1会場(医師4名体制) 最大：240回接種/日	土日：2会場(医師4名と8名の体制) 最大：1,440回接種/日
	8～12月	土日 1会場 医師4名体制	平日 1会場 医師2名体制 土日 1会場 医師8名体制
	実施時間	10時～17時	10時～17時 ※8月以降に市民健康館で夜間の接種を検討中
	対応医師	市内医師(尾北医師会) ※計画では市内医師を想定していたが当初から外部医師で実施	外部医師(人材紹介会社で募集)
	対応看護師	直接募集	直接募集 派遣
1接種ブースの接種能力		10回/時間(6分/人)	20回/時間(3分/人)
コールセンター	予約受付体制	日・祝休み 8名体制	日・祝稼働(毎日稼働) 5月～7月：14名体制 8月～12月：20名体制
	電話回線	8回線	5月～7月：14回線 8月～12月：20回線
接種体制	65歳以上	個別接種(個別医療機関)を重視 集団接種は補完	集団接種を増強
	64歳以下	個別接種(個別医療機関)を重視 集団接種は補完	集団接種を増強
ワクチン接種推進室専任職員		2/1付 5名	2/ 1付：5名 5/ 1付：1名増 5/25付：5名増 専任合計：11名

◎ 一般会計補正予算（第4号）に計上した主な事業【一覧表順】

経営部 企画広報課

《一般会計》

○ 動画による市政情報発信（広報広聴事務）

補正予算要求額 67万5千円

【補正理由】

動画による情報発信が効果的な手段として認知されているが、市職員が動画を作成するための環境が整っていないため、撮影のための小型手持ちカメラと編集のためのノートパソコンを購入し、私物の機器を使わず、撮影及び編集できる環境を最低限整える必要がある。また、平成27年度に購入した広報用パソコン（スタンドアローン）を令和4年度に買い替える予定であったが、動画編集がやりやすいパソコンを更に1台用意するために、今回の補正予算に合わせて計上する。

【内容】

購入したカメラ及びノートパソコンは職員への貸し出し用とし、職員が自ら動画を撮影及び編集し、動画による効果的な情報発信を行う。

【効果】

現在公開している市職員自ら作成した動画は、ワクチン接種1本、子ども未来園11本、犬山幼稚園10本、ふるさと寄付金関係4本、保健センター20本の計46本となっている。撮影及び編集できる環境を最低限整えることで、更なる発信本数の増を目指し、市の取り組みや案内を市民に分かりやすく伝える。

【その他】

保健センターは訪問説明用のタブレット端末を所有しており、その端末で撮影及び編集をしている。子ども未来園、犬山幼稚園、ふるさと寄付金関係は、職員の私物の機器により作成をしていた。

【概略スケジュール】

7月下旬 契約

8月下旬 納品

9月から貸出開始予定

（次ページに続く）

**【要求額の積算内容】**

○備品購入費

動画撮影用小型手持ちカメラ 59,000 円×2 セット×1.1=129,800 円

貸出用ノートパソコン 134,504 円×1 個×1.1=147,955 円

広報用パソコン 194,925 円×1 個×1.1=214,418 円

○消耗品費

カメラ収納ボックス 3,500 円×2 個×1.1=7,700 円

microSD カード 128GB\_UHS-I スピードクラス3 3,400 円×2 個×1.1=7,480 円

動画編集ソフトウェア (VideoStudio) 12,800 円×2 個×1.1=28,160 円

貸出用PCソフトウェア等消耗品 35,850 円×1.1=39,435 円

広報用PCモニター・ソフトウェア等消耗品 89,450 円×1.1=98,395 円

## 《一般会計》

## ○ 公用車の購入（集中管理公用車調達）

補正予算要求額 266万円

## 【補正理由】

犬山ロータリークラブより寄附の申し出があり、寄附の内容としては環境分野、特にCO2削減（ゼロカーボン・ゼロエミッション）に資するものと希望があった。協議の結果電気自動車の購入を予定し、また電気自動車の取得には補助金制度があり、条件として自ら購入する必要がある（取得後の名義変更ができない）ことから、市の会計へ寄附金を受け入れ、予算支出により自動車を購入の上補助金を申請する運びとなった。

## 【内容】

乗用車型の公用車を取得し、公務による出張や送迎等に使用する。（電気自動車日産リーフ1台を購入する。）

補正額の内容は、歳出として自動車購入費と新規登録諸費用。歳入として総務管理費寄附金と補助金収入（クリーンエネルギー自動車補助金）。

## 【効果】

今後自動車の電動化が進み、いずれはガソリン車がなくなっていくと考えられる中で、現在保有する犬山市公用車としてプリウスやセレナハイブリッドに続く電動車となる。現在市の公用車100台中、電動車率は5台（5%）であり、ゼロエミッションに向けて公的部門としての社会的責任を果たす上でも重要な1台である。

## 【その他】

財源として寄附金を受けてのものであり、今回の補正において、当初予算で購入を予定した公用車のうち1台を軽貨物型から今回の乗用車型に変更する。これにより、当初予算に計上した軽貨物自動車購入費2台のうち1台分を取りやめた上で、今回の電気自動車1台との差額（増加額）分を補正予算に計上する。

(次ページに続く)

**【概略スケジュール】**

7月 日産リーフ購入契約

10月 ロータークラブ設立60周年記念式席上で目録贈呈（於リトルワールド）（予定）

時期未定 納車後、補助金申請（一般社団法人次世代自動車振興センター）

**【要求額の積算内容】**

備品購入費（車両購入費）

補正前 282万7千円

スギェブリー 142万1千円

ダイハツハゼット 140万6千円

補正後 546万7千円（+264万円）

スギェブリー 142万1千円

日産リーフ 404万6千円

ほか登録諸費用等関連費用で+2万円

要求額 266 万円の特定財源として寄附金(350 万円)と補助金(40 万円)を合計した 390 万円を要求する。そのため実質的な市の負担は 124 万円の減となる。（当初予算にて一般財源を充てることとしていた軽貨物自動車購入 1 台分の取りやめ。上記【その他】参照）



## 《一般会計》

## ○ 意思疎通支援体制強化事業（障害者地域生活支援）

補正予算要求額 35万8千円

## 【補正理由】

障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）の内示を受け、聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化を図るため、タブレット端末を購入し遠隔手話サービス等を実施する。

## 【内容】

＜現状＞障害者地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」実施

内容：市から委託した手話通訳者や要約筆記者を現地に派遣する。当事者から福祉課に FAX やメール等で通訳者派遣依頼を受け、福祉課配置の手話通訳者兼コーディネーターが、派遣調整をする。市役所内での手続きや相談は福祉課に在籍する手話通訳者（月 15 日、原則水・金曜日）が対応している

対象：意思疎通のために手話通訳や要約筆記支援を必要とする聴覚障害者  
通訳者を派遣する事由：

生活上の必要な問合せや手続き、病院受診、健康づくりのための講座受講等

＜強化される点＞

購入したタブレット端末を活用して、通訳者が現地へ行くことなく Zoom やスカイプ等を利用して通訳支援をすることが可能となる。利用者は自分のスマートフォンやタブレット端末、貸出による端末を活用して通訳を利用することができる。

購入台数 計 4 台

- ・福祉課内通訳者用：1 台
- ・派遣通訳者用（手話通訳、要約筆記）：2 台
- ・利用者貸出用：1 台

## 【効果】

聴覚障害者が市役所へ来なくても、自宅から市役所へ問い合わせができるため感染リスクが低減できる。また、手話通訳者の感染防止や、手話通訳者の移動時間短縮による支援の効率化、緊急時への対応が可能となる。

（次ページに続く）

【その他】

R2年度	手話通訳・要約筆記派遣件数	64件	実利用人数	11人
R1年度	〃	60件	〃	10人

【概略スケジュール】

7月～ 手話通訳者・要約筆記者・聴覚障害者に事業開始を周知。  
必要に応じ個別又はサークルごとに使用方法を説明する。  
タブレット端末を購入し事業を開始する。

【要求額の積算内容】

<歳出> 3.1.2 障害者福祉費 35万8千円

10節需用費 01 消耗品費 2万円

タブレット端末カバー、チラシ用紙など

11節役務費 01 通信運搬費 11万9千円

3,300円×4台×9月分=118,800円

17節備品購入費 21万9千円

タブレット端末 54,720円×4台=218,880円

<歳入> 15.2.2.1 国庫補助金 16.2.2.1 県補助金 計28万3千円

●障害者総合支援事業費国庫補助金 23万2千円（補助率10/10）

（初期費用分）タブレット端末 218,880円+通信運搬費 13,200円（7月分）

=232,080円 ※千円未満切捨て

●地域生活支援事業費補助金 5万1千円（補助率 国1/2 県1/4 市1/4 統合補助）

（初期費用除く）通信運搬費 13,200円/月×8か月（8～3月分）+消耗品費 20,000円

=125,600円

国庫：3万4千円 125,000円×0.558×1/2=34,875円 ※千円未満切捨て

県費：1万7千円 125,000円×0.558×1/4=17,437円 ※千円未満切捨て

《一般会計》

○ 低所得の子育て世帯に対する給付金（その他世帯分）

（子育て世帯生活支援特別給付金給付事業・その他世帯分）

補正予算要求額 7,540万円

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、給付金を支給することにより低所得者世帯への生活支援を目的とする。今回は、ひとり親世帯以外の世帯が対象で、ひとり親世帯への給付金は、すでに、4月以降支給を開始している。

【内容】

1 支給対象者

① 児童手当等継続受給者

令和3年4月分の児童手当(※1)又は特別児童扶養手当(※2)受給者 (児童手当受給者は、年度末時点において、15歳までの児童に加え18歳までの兄弟の児童数も算定し支給)	
令和3年度市民税均等割非課税者（公務員受給者を除く）	申請不要
・児童手当を受給する非課税の公務員受給者 ・【家計急変者】（非課税ではないが、以下の家計急変者に該当する方） 令和3年度市民税均等割課税者が、令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度の市民税均等割が非課税(※3)である者と同様の事情であると認められる者	申請必要

② 児童手当等新規受給者

令和3年5月分から令和4年3月分までの児童手当(※1)又は特別児童扶養手当(※2)受給者 (児童手当受給者は、年度末時点において、15歳までの児童に加え18歳までの兄弟の児童数も算定し支給)	
令和3年度市民税均等割非課税者	申請不要 (予定)
【家計急変者】	申請必要

③ その他

平成15年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した児童（年度末時点において、17歳及び18歳の児童）のみを養育する者 ※年度末時点において、16歳の児童は、①の項目で対象となる。	
令和3年度市民税均等割非課税者	申請必要
【家計急変者】	

(次ページに続く)

## 2 支給対象児童

- ・18歳以下の児童\*（平成15年4月2日から令和4年2月28日までに出生した者）  
※障害児(者)の場合は20歳以下（平成13年4月2日生まれ以降）
- ・今後、出生する児童についても追加で支給する予定

## 3 想定対象児童数

児童数 1,300名

令和3年度課税状況が確定しないと支給対象世帯を見込むことが困難なため、国への補助金交付申請の際に、各自治体へ示された児童数をもとに、想定児童数を算定。

## 4 支給額 児童1人当たり50,000円

- ## 5 支給日
- ・申請不要の支給対象者は、令和3年7月29日（予定）
  - ・申請が必要な支給対象者への給付は、審査後に随時支給する。

### 【概略スケジュール】

#### ○申請不要の受給対象者

令和3年7月 1日	案内通知の送付
令和3年7月 9日	受給拒否届出書の受付期限
令和3年7月29日	給付金振込予定

#### ○申請を要する受給対象者への案内

- ・小中学校や子ども未来園等に在学、在園する、外国人を含む全ての児童を通じ、案内チラシを配布
- ・LINE等のSNS、広報犬山（7月1日号）、犬山市HPで給付金の情報提供
- ・児童手当、特別児童扶養手当の新規認定申請時に案内チラシを配布
- ・生活困窮者、住民税未申告者に案内チラシの配布及び周知
- ・フェイスブックで外国人向けに情報提供
- ・医療機関、市内幼稚園及び保育所、児童センター、子育て支援センターなど、子育て世帯が利用する施設にポスター掲示するとともに、チラシの配布

（次ページに続く）

【要求額の積算内容】

《歳入》

・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金	6,500万円
・子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費交付金	1,040万円
合 計	<u>7,540万円</u>

《歳出》

・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	<u>7,540万円</u>
----------------------	----------------

(内訳)

職員手当（時間外勤務手当）	283万5千円
会計年度任用職員経費（令和3年7月～令和4年3月分）	130万1千円
旅費	3千円
消耗品費・印刷製本費	11万3千円
通信運搬費	22万円
口座振込手数料・組み戻し手数料	17万5千円
システム構築委託料	575万3千円
子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	6,500万円

※国の負担割合 100%

※1 児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している父母等に対し支給される手当

※2 特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を養育している父母等に対し支給される手当

※3 市民税均等割非課税とは

- ・その年の1月1日現在、生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円

以下の人

- ・前年の合計所得金額が、下記の金額以下の人

控除対象配偶者または扶養親族がない人：38万円

- ・控除対象配偶者または扶養親族がある人：

28万円×家族の人数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）＋26.8万円

（参考：市民税均等割額 市民税 3,500円・県民税 2,000円）

■市民税非課税世帯モデルケース

世帯構成：世帯主（夫・給与収入の場合）・妻・子（12歳）・子（10歳）

世帯主の収入金額・・・約209万9千円以下

《一般会計》

○ 八曾最終処分場地元補償金（八曾最終処分場地元補償）

補正予算要求額 15万円

【補正理由】

八曾一般廃棄物最終処分場建設時の昭和60年8月6日に入鹿区と締結した協定に基づく地元補償費について、令和3年3月25日に全部改正した協定書により増額補正するもの。

協定書の全部改正は、当初協定で規定した地元要望事項の履行について、継続した協議を重ねた結果、全て完了したものとみなすことで入鹿区との合意に至ったことを踏まえたもので、協定書には、その旨を明記した上で新たな地元要望として「地元補償費の増額」及び「八曾モミの木キャンプ場進入道路の整備継続」を規定した。

＜当初協定で現在未履行となっている主な事項＞

- ・小牧（東）インター出口より可児市塩河までの道路新設
- ・林道・農道の整備（長根、押出林道・高洞から十三塚間の農道）
- ・モミの木駐車場より最終処分場までの市道建設
- ・国有林内での流水プール、テニスコート等の建設

【内容】

地元補償費を現行の350,000円から500,000円に増額するもの。

【効果】

八曾一般廃棄物処分場建設に関する協定書に基づく地元要望を実現することができる。

【概略スケジュール】

昭和60年8月6日	犬山市一般廃棄物最終処分場に関する協定締結
昭和62年9月30日	協定に基づき入鹿区・犬山市・関係団体で構成・設置する
～令和2年11月29日	公害防止委員会（旧称 監視委員会）で協議を実施 （年間1～2回、開催回数 計28回）
令和3年3月25日	入鹿区と全部改正の協定締結
令和3年10月～11月	入鹿区へ地元補償費を支払い

【要求額の積算内容】

21節 補償、補填及び賠償金 01 補償金 地域補償金 150,000円

《一般会計》

- 中小企業生産性革命推進事業支援補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業費）

補正予算要求額 800万円

【補正理由】

国が令和2年度第3次補正予算事業として実施する中小企業生産性革命推進事業（ものづくり補助金※1、持続化補助金※2、IT導入補助金※3）の新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に該当する補助制度を施行した。制度上一定の自己負担分があることから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者の自己負担の軽減と、市内事業者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、事業継続を両立させる取り組みを支援する新制度の活用を誘導したいため。

- ※1 新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中で、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた前向きな投資を支援。（オンラインビジネスへの転換など）

補助率2/3 上限1,000万円

- ※2 緊急事態宣言の再発令によって令和3年1~3月のいずれかの月の売上が、対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合に申請可能。

⇒補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4以内(最大25万円)から1/2以内(最大50万円)へ引上げ。

⇒審査時における加点措置を講ずることにより優先採択。

補助率3/4 上限100万円

- ※3 販売管理と労務などを非対面化・連携し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援。経理や総務、人事、法務、財務等の業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がるITツール（キャッシュレス決済システム等）の導入を支援。顧客と従業員間の業務の非対面化と効率化を実現。

補助率2/3 下限30万円～上限450万円

【内容】

国の制度を活用する新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者の自己負担の軽減のための支援を行うことで、事業継続支援、新型コロナウイルス感染症対策支援を進める。

(次ページに続く)

### 【効果】

約40事業者を目標に中小企業の事業継続支援と新型コロナウイルス感染症対策の両方が一つの制度でできる。

### 【概略スケジュール】

前提として、国の補助対象事業として採択されていることが必要。

- ①7月1日から「補助事業認定申請」受付開始 補助金対象者のリスト化
- ②以降3月末日まで、申請者が事業完了し国の補助額及び補助対象経費が確定次第「補助金交付申請」を受け付ける（申請者の事業完了後）
- ③補助金額の確定
- ④交付決定
- ⑤補助金の交付（随時）
- ⑥3月末日補助金交付申請締切り

### 【要求額の積算内容】

国が実施する中小企業生産性革命推進事業 低感染リスク型ビジネス枠の補助金制度の自己負担相当額に対し

補助率1/2 上限20万円

20万円（上限）×40事業者（想定）＝800万円

（参考：令和2年度の小規模事業者持続化補助金コロナ特別対応型の利用者 55件）

20万円の算定根拠→制度の利用者の見込みを令和2年度小規模事業者設備投資等補助金利用者と同等と想定し

令和2年度小規模事業者設備投資等補助金利用者の補助対象経費の平均

400,710円補助額平均÷9/10（補助率） → 445,233円（補助対象経費）

445,233×1/2（補助金ガイドライン） → 222,616.5 →20万とした

歳入 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 800万円



## 5 令和3年8月末までの主な行催事

名称等	史跡東之宮古墳パネル展		
実施期間	4月20日（火）～ 7月18日（日）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市（青塚古墳ガイダンス施設）		
名称等	木曾川うかい開き（神事のみ）		
実施期間	6月1日（火）	時間	11:00 ～ 12:00
場所	木曾川河畔一帯		
担当所属	観光課		
主催	犬山市・各務原市・犬山市観光協会・各務原市観光協会		
名称等	犬山市議会市民フリースピーチ		
実施期間	6月4日（金）	時間	19:00 ～ 20:00
場所	犬山市役所 6階 議場		
担当所属	議事課		
主催	犬山市議会		
名称等	国際交流員によるドイツ語講座 初級		
実施期間	6月4日（金）～ 8月27日（金）	時間	18:45 ～ 20:15
場所	犬山市民交流センター 203会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	緑のカーテン講座		
実施期間	6月5日（土）	時間	10:00 ～ 11:30
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	犬山市民総合大学敬道館入学式		
実施期間	6月12日（土）	時間	13:30 ～ 15:30
場所	市民文化会館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	子ども俳句教室		
実施期間	6月13日（日）	時間	13:30 ～ 15:00
場所	市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	市立図書館		

名称等	女性の園芸教室（第2回／全3回）		
実施期間	6月17日（木）	時間	9:30 ～ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	犬山里山自然学校 昆虫教室（第3回／全5回）		
実施期間	6月20日（日）	時間	10:00 ～ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	犬山ふれあいの森ガイドトレッキング～健康ウォーキングと自然観察～（第1回／全3回）		
実施期間	6月20日（日）	時間	9:30 ～ 15:00
場所	八首ふれあいの森亀割駐車場〔集合場所〕		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	フューチャーセッション@犬山 SEASON 5		
実施期間	6月20日（日）	時間	19:00 ～ 21:00
場所	協働プラザ及びオンライン		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	国際交流員によるドイツ語講座 中級		
実施期間	6月22日（火）～ 7月20日（火）	時間	18:00 ～ 19:30
場所	犬山市民交流センター 205会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	「市民活動」と「地域活動」を考えるワークショップ°		
実施期間	6月26日（土）	時間	14:00 ～ 16:00
場所	オンライン		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学歴史学部「犬山たび」を学ぶ 織田街道と木ノ下城		
実施期間	6月26日（土）	時間	10:00 ～ 11:30
場所	犬山市民交流センター2階		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		

名称等	「ドイツ友好都市の中学生と交流しよう」説明会		
実施期間	6月27日 (日)	時間	14:00 ~ 15:30
場所	犬山市役所 205会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	絵本の世界にご招待「おひぎでえほん講座」		
実施期間	6月27日 (日)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	市立図書館		
名称等	犬山フォレスター養成講座～新たな森林産業を担う～ (第1回/全5回)		
実施期間	7月3日 (土)	時間	9:30 ~ 12:30
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	犬山里山自然学校 昆虫教室 (第4回/全5回)		
実施期間	7月4日 (日)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	里山ウォッチング (第2回/全5回)		
実施期間	7月8日 (木)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学歴史学部「犬山たび」を学ぶ 木曾街道、楽田・岩崎山		
実施期間	7月10日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センター2階		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	夏の交通安全県民運動		
実施期間	7月11日 (日) ~ 7月20日 (火)		
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		

名称等	森もり広場（生きものみつけ／どんぐり工房）		
実施期間	7月11日（日）	時間	9:30 ～ 12:15
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	交通安全街頭大監視		
実施期間	7月15日（木）	時間	7:30 ～ 8:00
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	女性の園芸教室（第3回／全3回）		
実施期間	7月15日（木）	時間	9:30 ～ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	夏の犬山キャンペーン		
実施期間	7月15日（木）～ 8月31日（火）		
場所	犬山城下町・木曾川河畔一帯		
担当所属	観光課		
主催	犬山集中大規模観光宣伝協議会		
名称等	夏休み工作教室「古代人のアクセサリーまが玉を作ってみよう♪」		
実施期間	7月17日（土）	時間	13:30 ～ 15:00
場所	楽田ふれあい図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	市立図書館		
名称等	フューチャーセッション@犬山 SEASON 5		
実施期間	7月20日（火）	時間	19:00 ～ 21:00
場所	協働プラザ及びオンライン		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	「市民活動」と「地域活動」を考えるワークショップ		
実施期間	7月24日（土）	時間	14:00 ～ 16:00
場所	オンライン		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		

名称等	市民総合大学歴史学部「犬山たび」を学ぶ 飛騨街道と栗栖の渡し		
実施期間	7月24日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センター2階		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	犬山里山自然学校 昆虫教室 (第5回/全5回)		
実施期間	7月25日 (日)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	フードドライブ		
実施期間	7月25日 (日)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所本庁舎1階ロビー		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	ドイツ友好都市の中学生と交流しよう		
実施期間	7月26日 (月)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所202会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	ドイツ友好都市の中学生と交流しよう		
実施期間	7月29日 (木)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所202会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	図書館工作教室「親子で作るマジック用具」		
実施期間	7月31日 (土)	時間	10:30 ~ 11:45
場所	市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	市立図書館		
名称等	図書館工作教室「親子で作るマジック用具」		
実施期間	7月31日 (土)	時間	13:30 ~ 14:45
場所	市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	市立図書館		

名称等	日本ライン夏まつりロングラン花火		
実施期間	8月1日 (日) ~ 8月10日 (火)	時間	未定
場所	木曾川河畔一帯		
担当所属	観光課		
主催	日本ライン夏まつり実行委員会		
名称等	ドイツ友好都市の中学生と交流しよう		
実施期間	8月5日 (木)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所202会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学歴史学部「いぬやま古墳学」冬至の王・愛知県犬山市「東之宮古墳」		
実施期間	8月7日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センター2階		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	桃太郎あゆまつり		
実施期間	8月7日 (土)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	桃太郎公園		
担当所属	観光課		
主催	栗栖桃太郎発展会		
名称等	犬山フォレスター養成講座～新たな森林産業を担う～ (第2回/全5回)		
実施期間	8月8日 (日)	時間	9:30 ~ 15:00
場所	八首ふれあいの森亀割駐車場〔集合場所〕		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	森もり広場 (生きものみつけ/どんぐり工房)		
実施期間	8月8日 (日)	時間	9:30 ~ 12:15
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	ドイツ友好都市の中学生と交流しよう		
実施期間	8月18日 (水)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所202会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		

名称等	フューチャーセッション@犬山 SEASON 5		
実施期間	8月20日 (金)	時間	19:00 ~ 21:00
場所	協働プラザ及びオンライン		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	「市民活動」と「地域活動」を考えるワークショップ		
実施期間	8月21日 (土)	時間	14:00 ~ 16:00
場所	オンライン		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学歴史学部「いぬやま古墳学」冬至の王・岐阜県大野町「上磯古墳群」		
実施期間	8月27日 (金)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センター2階		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	絵本の世界にご招待「おひぎでえほん講座」		
実施期間	8月29日 (日)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	市立図書館		
名称等	ドイツ友好都市の中学生と交流しよう		
実施期間	8月30日 (月)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所202会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	「市民活動」と「地域活動」を考えるワークショップ		
実施期間	9月11日 (土)	時間	14:00 ~ 16:00
場所	オンライン		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		

## 学校現場での「生理の貧困」対策と「生理のトリセツ」カード配付について

新型コロナウイルス感染症が終息しない現況にあつて、生理用品が購入できない、いわゆる「生理の貧困」対策として、就学援助家庭に防災備蓄品を配付するなど児童生徒が学校生活を快適に過ごす支援をします。

### 1. 「生理の貧困」対策

#### ①就学援助家庭に、生理用品など防災備蓄品を配付

対象者	令和3年度就学援助の対象者 約400名												
配付方法	指定場所での受け渡し 場所 犬山市役所2階会議室または3階学校教育課												
配付時期	令和3年6月下旬												
配付品	就学援助の対象となる児童生徒に希望する品物を配付する 1名に対し1回とし、児童生徒の人数分渡す												
	<table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td>生理用ナプキン（昼用）</td> <td>1袋（22個入り）</td> </tr> <tr> <td>                    "          （夜用）</td> <td>1袋（9個入り）</td> </tr> <tr> <td>アルファ米</td> <td>5食（白米・わかめ・はんぶん米など）</td> </tr> <tr> <td>災害援助用クラッカー</td> <td>2食（26枚入り）</td> </tr> <tr> <td>保存用ビスケット</td> <td>2食（5枚入り）</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td>1箱（50枚入り）</td> </tr> </table>	生理用ナプキン（昼用）	1袋（22個入り）	"          （夜用）	1袋（9個入り）	アルファ米	5食（白米・わかめ・はんぶん米など）	災害援助用クラッカー	2食（26枚入り）	保存用ビスケット	2食（5枚入り）	マスク	1箱（50枚入り）
生理用ナプキン（昼用）	1袋（22個入り）												
"          （夜用）	1袋（9個入り）												
アルファ米	5食（白米・わかめ・はんぶん米など）												
災害援助用クラッカー	2食（26枚入り）												
保存用ビスケット	2食（5枚入り）												
マスク	1箱（50枚入り）												

#### ②小中学校の保健室に生理用品を配備

配付方法	保健室（養護教諭）に防災備蓄品のナプキンを配り、養護教諭が気になる児童生徒に渡す
配付期間	令和3年6月中旬～12月

### 2. 「生理のトリセツ」カードの配付

対象者	中学校の女子生徒 1,007名
配付方法	中学校を通じて、女子生徒に配付
配付時期	令和3年6月下旬以降
配付品	「生理のトリセツ」カード <small>（株）ヘルスアンドライツが無料で提供。</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名刺サイズ</li> <li>・産婦人科医監修のWEBサービスの案内</li> <li>・無料で使えるサービスで、広告表示なし</li> </ul>

問合せ先 犬山市教育委員会学校教育課  
 TEL (0568) 44-0350  
 FAX (0568) 44-0372  
 メール 070200@city.inuyama.lg.jp



## デジタル町内会の進捗状況について

### 町内会運営における情報伝達などのデジタル化の今後について。

犬山市では、市民への行政情報等の伝達手段として、配布している広報紙や回覧文書の情報をデジタル化し、スマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスを利用する検討を進めています。先の記者会見でお伝えしたとおり、令和3年4月から実証実験にご協力いただける町内会を募集し、参加いただく町内会を決定しましたのでご報告します。

#### 【募集の結果】

次のとおり、市内7つの町内会から参加申出があり、全ての町内会が募集基準をクリアしているため、モデル実証はこの7つの町内会と実施していきます。

〈募集基準〉町内会で概ね50%以上の世帯が参加すること

#### ▽デジタル町内会モデル地区参加申出町内会（町内名は記載しておりません）

No.	地区	町内会 世帯数	参加 世帯数	未参加 世帯数	参加割合
1	犬山	13	9	4	69.23%
2	羽黒	162	101	61	62.35%
3	楽田	39	39	0	100.00%
4	楽田	116	95	21	81.90%
5	楽田	87	58	29	66.67%
6	城東	52	45	7	86.54%
7	犬山	181	92	89	50.83%
各項目合計		650	439	211	67.54%

#### 【今後のスケジュール】

- ・6月 各町内会への説明、操作研修会の実施
  - ・7月 各町内会でインストールしたアプリケーションを使用し事業を実施
- ※ 定期的に町内会と情報交換、相談を行います。
- ※ 未参加者や利用などに不安がある方に対して相談会・研修会を実施していきます。